

別紙3 審査基準

(1) 採点項目

事業計画書ごとに、①共通事項については審査員が採点を行い、②個別事項については事務局がポイントを算出する。

① 共通事項

ア 事業内容、事業実施体制の妥当性について（最大 80 点）

a 事業の目的は公募要領に沿っているか。	20 点満点
b 事業内容と計上経費が妥当であるか。	20 点満点
c 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	20 点満点
d 事業を行う上で十分な実施体制が組み立てられているか。（会計処理体制を含む）	10 点満点
e 事業を行う上で十分な営業基盤及び資本を有しているか。	10 点満点

② 個別事項

次の項目に基づくポイント付けを行い、審査員の採点に加点又は減点することとする。

(ア) 国産飼料原料転換対策事業（最大 20 点）

a 飼料原料として用いられる魚粉、魚油の生産量について、事業実施による過去 3 年平均と比較し、事業実施により見込まれる増産割合により以下のポイントを加点する。 (a) 15%以上 10 点 (b) 5%～15%未満 5 点 (c) 5%未満 0 点	最大 10 点
b 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点する。 (0.5-補助率 [※]) × 20 (小数点第 1 位四捨五入) ※補助率 = 補助額 / 事業額	最大 10 点

(イ) 国産人工種苗転換対策事業（最大 32 点）

a 水産庁が策定した「みどりの食料システム戦略」において目標を設定しているブリ、カンパチ、クロマグロ、ウナギを対象としている。	10 点
b 事業実施後に見込まれる人工種苗又は中間育成魚の出荷量について、事業実施による過去 3 年平均と比較し、事業実施により見込まれる増産割合により以下のポイントを加点する。 (a) 15%以上 6 点 (b) 5%～15%未満 3 点 (c) 5%未満 0 点	最大 6 点
c 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で	最大 10 点

<p>算定されるポイントを加点する。 $(0.5 - \text{補助率}^*) \times 20$ (小数点第1位四捨五入) $\text{※補助率} = \text{補助額} / \text{事業額}$</p>	
<p>d 人工種苗の増産により裨益する養殖経営体数</p> <p>(a) 50 経営体以上 6 点</p> <p>(b) 5 経営体以上 50 経営体未満 3 点</p> <p>(c) 5 経営体未満 0 点</p>	最大 6 点

(ウ) 養殖コスト低減対策事業のうち協業化による養殖経営体の生産性向上支援 (最大 32 点)

<p>a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。</p>	10 点
<p>b 協業化に取り組む養殖経営体グループを構成する養殖経営体数に応じて、以下のポイントを加点する。</p> <p>(a) 10 経営体以上 6 点</p> <p>(b) 5 経営体以上 9 経営体以下 4 点</p> <p>(c) 4 経営体以下 2 点</p>	最大 6 点
<p>c 協業化により見込まれるコスト削減率によって以下のポイントを加点する。ただし、資材単価については、直近の単価との比較を用いること。</p> <p>(a) 10%以上 10 点</p> <p>(b) 5%以上 10%未満 5 点</p> <p>(c) 5%未満 0 点</p>	最大 10 点
<p>d 協業化に取り組む上で必要となる資材の種類によって以下のポイントを加点する。</p> <p>(a) ワクチン又は薬浴剤を含む複数品目 6 点</p> <p>(b) ワクチン又は薬浴剤 3 点</p> <p>(c) その他 (飼料等) 0 点</p>	最大 6 点
<p>e 協業化に取り組む養殖経営体グループの構成員について、構成員に占める新たに当メニューを活用する養殖経営体数の割合に応じて、以下のポイントを減点する。</p> <p>(a) 70%以上 0 点</p> <p>(b) 35%以上 70%未満 -3 点</p> <p>(c) 35%未満 -6 点</p>	最大 -6 点

(エ) 養殖コスト低減対策事業のうち環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援 (最大 20 点)

<p>a 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。</p>	10 点
<p>b 過去 3 年間平均と比較し、本事業の実施により見込まれる粗利の改善率※について、過去 3 年平均との比率により以下のポイントを加点する。</p>	最大 10 点

※改善率＝令和7年度の粗利率－事業後（令和10年度）の粗利率		
(a) 10%以上	10点	
(b) 5%以上10%未満	5点	
(c) 5%未満	0点	

(2) 採点結果と支援候補者の選定

上記①と②の各項目の採点を合算した点数を総得点として、(1) ② (ア)～(エ)の事業ごとに、総得点の高い者から順番に支援候補者をそれぞれ選定する。

複数の事業実施者が同じ点数になった場合の補助金の配分方法は次のとおりとする。

- ① 「(ウ)養殖コスト低減対策事業のうち協業化による養殖経営体の生産性向上支援」については、予算の範囲内で1経営体当たりの金額が均等になるように配分する。
- ② 「(エ)養殖コスト低減対策事業のうち環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換支援」については、予算の範囲内で申請1件当たりの金額が均等になるように配分する。